

発議第1号

静岡市国民健康保険条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び静岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成30年3月6日

提出者

望月賢一郎 杉本 護 寺尾 昭 鈴木節子 内田隆典

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険条例（平成16年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第2号中「23,900円」を「13,900円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市国民健康保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

静岡市国民健康保険の保険料のうち被保険者均等割を減額しようとするものである。